

# 定 款

◎ 株式会社 日立製作所

# 株式会社日立製作所 定款

大正 9年 2月 1日作成	昭和12年10月28日変更	昭和19年 4月27日変更	昭和24年 9月28日変更	昭和37年 8月31日変更	平成 6年 6月29日変更	平成17年 6月24日変更
同年 6月27日変更	同 13年10月27日 タ	同 年 8月25日 タ	同 年11月28日 タ	同 年11月28日 タ	同 10年 6月26日 タ	同 18年 5月 1日 タ
同 12年12月25日 タ	同 14年 2月25日 タ	同 年10月27日 タ	同 26年10月29日 タ	同 38年 4月 1日 タ	同 11年 6月29日 タ	同 年 6月27日 タ
昭和 3年 8月25日 タ	同 同 10月27日 タ	同 20年 4月27日 タ	同 29年11月26日 タ	同 年 5月28日 タ	同 12年 6月28日 タ	同 21年 6月23日 タ
同 年11月26日 タ	同 15年 8月28日 タ	同 年 9月19日 タ	同 30年11月28日 タ	同 42年11月28日 タ	同 13年10月 1日 タ	
同 4年 5月28日 タ	同 年12月19日 タ	同 21年 5月20日 タ	同 31年10月 1日 タ	同 44年 5月28日 タ	同 14年 6月26日 タ	
同 8年 1月27日 タ	同 16年 4月28日 タ	同 22年 4月26日 タ	同 32年 5月28日 タ	同 49年11月28日 タ	同 15年 2月 6日 タ	
同 年10月27日 タ	同 18年 4月27日 タ	同 23年 2月16日 タ	同 年11月28日 タ	同 57年 6月28日 タ	同 年 4月 1日 タ	
同 10年 4月26日 タ	同 年11月 9日 タ	同 年 8月 4日 タ	同 36年 5月29日 タ	平成元年 6月29日 タ	同 年 6月25日 タ	
同 12年 1月27日 タ	同 19年 4月10日 タ	同 年12月27日 タ	同 年11月28日 タ	同 3年 6月27日 タ	同 16年 6月24日 タ	

## 第1章 総 則

第1条 (商号) 当会社は、株式会社日立製作所と称し、Hitachi, Ltd. と英訳する。

第2条 (目的) 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気機械器具の製造及び販売
  - 2 産業機械器具の製造及び販売
  - 3 車輌の製造及び販売
  - 4 通信並びに電子機械器具の製造及び販売
  - 5 照明並びに家庭用機械器具の製造及び販売
  - 6 光学並びに医療機械器具の製造及び販売
  - 7 計量器その他一般機械器具の製造及び販売
  - 8 前各号に掲げた製品に関連する材料の製造及び販売
  - 9 ソフトウェアの作成及び販売
  - 10 マルチメディア関連の映像、ソフトウェア並びにデータの作成及び販売
  - 11 前各号に掲げた製品の賃貸及び保守サービス
  - 12 電気の供給
  - 13 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びに放送
  - 14 インターネットを利用した商取引及び決済処理の請負
  - 15 バイオテクノロジーに関する研究開発成果の提供
  - 16 前各号についてのコンサルティング
  - 17 工業所有権及びノーサウの実施許諾
  - 18 前各号に関連するエンジニアリングの請負
  - 19 建設工事の設計、監理及び請負
  - 20 金銭の貸付、債権の買取、債務の保証及び投資顧問
  - 21 介護保険法による居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護療養型医療施設の運営
  - 22 前各号に関連する一切の事業
- 第3条 (委員会設置会社) 当会社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。
- 第4条 (本店の所在地) 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
- 第5条 (公告方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、100億株とする。

第7条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3 本定款に定める権利

当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。

第10条（株式等取扱規則）当会社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。

## 第3章 機 関

### 第1節 株 主 総 会

第11条（定時株主総会の基準日）当会社は、毎事業年度の末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（議長）株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。

第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条（議決権の代理行使）株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。

前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

第15条（決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### 第2節 取締役、取締役会及び委員会

第16条（員数）当会社に取締役20名以内を置く。

第17条（選任）取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。

前項の決議は、累積投票によらないものとする。

第18条（任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

第19条（取締役会の招集権者及び議長）取締役会の決議によって、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。

第20条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、取締役会の日の1週間前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮し前日までに発することができる。

第21条（取締役会の決議の省略）取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第22条（取締役の責任免除）当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第23条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第24条（委員会規則）委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

### 第3節 執行役

第25条（員数）取締役会の決議によって、当会社に執行役40名以内を置く。

第26条（任期）執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

第27条（執行役社長）取締役会の決議によって、執行役社長1名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。

第28条（執行役の責任免除）当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

### 第4節 相談役

第29条（相談役）取締役会の決議によって、当会社に相談役を置くことができる。

## 第4章 計算

第30条（事業年度）当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第31条（剰余金の配当及び自己の株式の取得）当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。

第32条（剰余金の配当の基準日等）当会社は、毎年3月末日又は9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。

剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れるものとする。

## 附 則

第1条（取締役の責任免除に関する経過措置）当会社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

第2条（監査役の責任免除に関する経過措置）当会社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。